

# 大阪青山大学 研究倫理指針

## 前文

学術研究が発展し公共の福祉に寄与するためには、研究の自由と同時に研究を律する倫理的規範が求められる。学術研究活動は、社会にさまざまな影響があり、基本的人権、生命倫理、公正性等に留意して展開せねばならない。そのためには、研究者の倫理的責任の自覚が極めて重要である。大阪青山大学は、大学が学術研究を社会から付託された公共的な学術研究機関であることの責任を重く受け止め、ここに、研究倫理指針を定める。

## 第1 目的

本指針は、研究の計画・実施と結果の公表が適切に推進されることを目的とし、大阪青山大学のすべての研究者が学術研究活動において遵守すべき倫理的事項を定めたものである。文部科学省、厚生労働省、経済産業省の倫理規定及び公的諸機関、学術団体の倫理に関する指針に準拠し、次に掲げる事項を基本方針とする。

- (1) 生命の尊厳と人権の尊重
- (2) 学術の発展に貢献し、かつ社会的に有益な研究の実施

## 第2 適用の範囲

本指針は、本学において研究活動に従事する研究者に適用される。

## 第3 研究者の責務

- 1 研究者は、良心と信念に従って、自らの責任で研究を遂行せねばならない。
- 2 研究者は、生命の尊厳と人権の尊重に基づき、科学的合理性及び倫理的妥協性が認められない研究を計画・実施してはならない。
- 3 研究者は、研究により期待される利益よりも起こりうる危険が重大だと判断される場合には研究を中止しなければならない。
- 4 研究者は、研究装置・薬品・材料等の取り扱いにあたり安全管理に努めなければならない。
- 5 研究者は、研究のために収集した資料、情報、データ等の滅失、漏洩、改竄を防ぐための適切な処置を講じなければならない。

6 研究者は、人を対象とし、情報、データ等の提供を受ける場合には、協力者に対して当該研究に関する必要な事項を事前に十分説明し、協力への自由意志による同意を得なければならない。(インフォームド・コンセント)

7 研究者は、研究のために収集した個人情報適切に取り扱い、これを他に漏らしてはならない。

8 研究者は、研究成果の公表にあたって、次に掲げる不正行為をしてはならない。

- (1) 捏造
- (2) 改竄
- (3) 盗用

#### 第4 学長の責務

学長は、本学における研究に関し最終的責任を有し、研究者の適正な研究の実施のために以下のことを行う。

- (1) 研究者の研究倫理意識の周知徹底と向上に努め、必要な啓発・教育の計画を策定し実施すること。
- (2) この指針に反する行為に対し、必要な措置を講ずること。

#### 第5 研究委員会及び研究倫理審査委員会

第4 (1) 及び (2) に関する具体的事項について審議決定し、かつ、研究計画等について審査を行うため、別に定めるところにより、本学に研究委員会及び研究倫理審査委員会を設置する。

#### 第6 指針の改廃

この指針の改廃は、大阪青山大学研究委員会の上申により、教授会の意見を聴き学長が決定する。

附 則

この指針は、平成19年7月30日から施行する。

附 則

この指針は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この指針は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 大阪青山大学研究倫理委員会規程は廃止する。

